

令和8年第1回

愛北広域事務組合議会定例会会議録

令和8年2月10日

愛北広域事務組合議会

令和8年第1回愛北広域事務組合議会定例会会期日程

会期 令和8年2月10日（1日間）

月 日	開 議 時 刻	摘 要
2月10日（火）	午後2時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開 会 ○ 会議録署名議員の指名 ○ 会期の決定 ○ 諸般の報告 ○ 議案審議 議案第1号及び議案第2号を一括説明 <li style="padding-left: 40px;">精 読 (議案ごとに) <li style="padding-left: 40px;">質 疑 <li style="padding-left: 40px;">討 論 <li style="padding-left: 40px;">採 決 議案第3号の説明 <li style="padding-left: 40px;">精 読 <li style="padding-left: 40px;">質 疑 <li style="padding-left: 40px;">討 論 <li style="padding-left: 40px;">採 決 ○ 令和8年度愛北広域事務組合議会議員による議会閉会中における調査活動等について <li style="padding-left: 40px;">採 決 ○ 閉 会

令和8年第1回愛北広域事務組合議会定例会

開催日時 令和8年2月10日 午後2時00分

開催場所 愛北クリーンセンター 議場

本日の定例会に付した案件

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告

議案第1号 愛北広域事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第2号 愛北広域事務組合職員旅費支給条例の全部改正について

議案第3号 令和8年度愛北広域事務組合一般会計予算

令和8年度愛北広域事務組合議会議員による議会閉会中における調査活動等について

会議に出席した者の氏名

第1番	山崎卓美君	第2番	佐名かよ子君
第3番	江口昌史君	第4番	杉浦敏男君
第5番	間宮幹男君	第6番	荒木孝三君
第7番	小川隆広君	第8番	諏訪毅君
第9番	小川清美君	第10番	畑竜介君
第12番	東猴史紘君	第13番	石原資泰君
第14番	須賀博昭君	第15番	牧野行洋君
第16番	土井紫君	第17番	木村冬樹君
第18番	堀江珠恵君	第19番	大野慎治君
第20番	日比野走君	第21番	伊藤隆信君

会議に欠席した者の氏名

第11番 沼靖子君

説明のため出席した者の氏名

管理者	澤田和延君	代表副管理者	鈴木雅博君
会計管理者	梶田博志君	事務局長	小松浩君
業務課長	村瀬猛君	事務局員	小池信和君
事務局員	平野勝庸君	事務局員	伊藤新治君
事務局員	佐橋竜午君	事務局員	長谷川明夫君

(開会 午後 2時00分)

○議長 (伊藤隆信君)

皆さん、こんにちは。

ただいまから令和8年第1回愛北広域事務組合議会定例会を始めたいと思います。

開会に当たりまして、一言ご挨拶いたします。

本日ここに2月定例会をお願いいたしましたところ、寒い中議員の皆様には何かとお忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本定例会に提出されております案件は、条例に関する議案が2議案と令和8年度愛北広域事務組合一般会計予算についてであります。

慎重なるご審議を賜りますようお願いいたします。

簡単ではございますけど、開会のご挨拶とさせていただきます。

ここで、管理者であります澤田江南市長からご挨拶をいただきます。

○管理者 (澤田和延君)

開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日は大変ご多用の中、令和8年第1回組合議会定例会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

本定例会に私どもから提出させていただく案件は、愛北広域事務組合職員の給与に関する条例の一部改正をはじめ2議案と、併せまして令和8年度愛北広域事務組合一般会計予算であります。

慎重にご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願いを申し上げ、簡単ではありますが、開会の挨拶をさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長 (伊藤隆信君)

ありがとうございました。

ただいまの出席議員は20名であります。

通告によりまして、議席番号11番 沼議員は欠席でございますので、お願いいたします。

定足数に達しておりますので、議会は成立をいたします。

これより令和8年第1回愛北広域事務組合議会の定例会を開会をいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第100条の規定により、議長において、5番 間宮幹男議員、17番 木村冬樹議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期については、議会代表者会においてご協議をお願いしました結果、お手元に配付

しました会期日程案のとおり、本日1日間とすることに意見の一致を見ております。
お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長（伊藤隆信君）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に提出されました議案については、前もって配付したとおりであります。

以上、提出議案の報告に代えます。

本定例会の説明員として、管理者以下関係者に対し出席を求めましたので、ご報告申し上げます。

次に、監査委員から、令和7年11月、12月分に関する例月出納検査の結果報告がありました。その内容については、お手元に配付したとおりであります。

次に、愛北クリーンセンターと尾張北部聖苑の公害防止基準及び環境調査結果、そして愛北広域事務組合についての主な経過報告は、お手元に配付した資料のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、議案第1号と日程第5、議案第2号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者 澤田江南市長。

○管理者（澤田和延君）

議案第1号と議案第2号について一括でご説明をさせていただきます。

初めに、議案第1号についてご説明をさせていただきます。

議案第1号 愛北広域事務組合職員の給与に関する条例の一部改正については、国家公務員の一般職の職員の給与改定に基づき改正する必要があるからでございます。

次に、議案第2号 愛北広域事務組合職員旅費支給条例の全部改正については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の一部改正を踏まえ、経済社会情勢の変化に対応するとともに、旅費の適正な支出の確保を図るため、改正する必要があるからでございます。

概要につきましては、事務局長より説明をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（伊藤隆信君）

引き続き概要説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（小松 浩君）

それでは、私から議案第1号 愛北広域事務組合職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明をさせていただきます。

お手元の条例の一部改正と見出しのある愛北広域事務組合職員の給与に関する条例の資料をお願いいたします。

改正理由は、国家公務員の一般職の職員の給与改定に基づき、改正するものでございます。

主な内容につきまして、1. 通勤手当の自動車等使用者について、距離区分及び金額を規則に委任につきましては、これまで条例で規定しておりました現行60キロメートル以上までとされている距離区分を延長し、5キロメートル刻みで100キロメートル以上までの区分を新たに設け、距離区分及び金額を規則に委任するものでございます。

次に、1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設につきましては、職員が自ら利用料を支払い、駐車場等を利用している場合の費用について、1か月当たり5,000円を上限とする通勤手当を新たに設け、その金額を規則に委任するものでございます。

次に、通勤手当の支給が困難な場合の規定を追加につきましては、当該月に通勤手当を支給することが困難な場合に、その翌月に通勤手当を支給できるように改めるものでございます。

次に、条文の整理につきましては、今回の改正により条文の整理を行うものでございます。

2. 附則による改正の愛北広域事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について、引用条文を整理につきましては、給与条例を引用している当該条例での引用条文を改めるものでございます。

施行期日につきましては、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

1枚めくっていただきまして、次のページをお願いいたします。

ただいまご説明いたしました令和8年議案第1号 愛北広域事務組合職員の給与に関する条例の一部改正についてとなります。

1枚めくっていただきまして、次のページをお願いいたします。

愛北広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）になります。

この条例案の改正条文につきましては、主な内容でご説明した内容に改めるもので、後ろにございます2ページから5ページが新旧対照表となりますので、後ほどご確認をお願いいたしまして、改正条文の説明を割愛させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、条例（案）の1ページ下段の附則をお願いいたします。

附則につきましては、第1項では、この条例は令和8年4月1日から施行すること、

第2項ではこの条例を引用しております愛北広域事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の第5条第2項中の「第7項」を「第8項」に改めることを定めるものでございます。

なお、後ろの6ページでございますが、ただいまご説明した附則第2項に関する新旧対照表をつけさせていただいておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

以上で、議案第1号 愛北広域事務組合職員の給与に関する条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第2号 愛北広域事務組合職員旅費支給条例の全部改正についての説明をさせていただきますが、説明に入る前に、当該議案におきまして、条例の全部改正と見出しのある資料の説明文に誤りがございましたので、差し替えにより訂正をお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

訂正箇所につきましては、主な内容の3. 附則による改正(1)で愛北広域事務組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例とすべきところを費用弁償等と記載をしております、等という字が不要でございました。大変申し訳ございませんでした。お配りしております資料に差し替えをお願いいたしまして、訂正いただきますようよろしくお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

それでは、お手元の条例の全部改正と見出しのある資料をお願いいたします。

改正理由は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正を踏まえ、旅費の適正な支出の確保を図るため改正するものでございます。

主な内容につきましては、1. 旅費の種目及び内容の改正は、旅費に係る種目及び旅費の支給方法を見直すもので、(1) 国内の鉄道賃の特別急行列車等に係る距離規定を廃止につきましては、現行の距離による制限を廃止し、移動に要する費用を実情に応じて支給できるようにするものでございます。

(2) 車賃をその他交通費として実費等を支給につきましては、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用を、その他の交通費として実情に応じて支給できるようにするものでございます。

(3) 宿泊費を定額支給から地域の実情等を考慮した上限付実費支給に変更につきましては、名称を宿泊料から宿泊費に改め、支給方法を定額支給方式から地域の実情等を考慮し、規則で定める額を上限とした実費支給方式とするものでございます。

(4) 包括宿泊費を新設につきましては、移動及び宿泊に対する一体の対価に対する費用を包括宿泊費として支給できるように新たに設けるものでございます。

(5) 日当を廃止し、宿泊を伴う場合のみ宿泊手当を支給につきましては、現行の日当を廃止し、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用を1夜当たりにつき宿泊手当として規則で定める額を支給できるようにするものでございます。

(6) 旅費の返納を規定につきましては、管理者は条例等に違反して支給等を受けた

旅費等について返納させることを定めるものでございます。

2. その他所要の整備につきましては、改正に伴い必要な用語等を改めるものでございます。

3. 附則による改正につきましては、旅費条例を引用しております(1) 愛北広域事務組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例をはじめ、(2) から(4) の4つの条例の引用条文を改めるものでございます。

施行期日につきましては、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

1枚めくっていただきまして、次のページをお願いいたします。

ただいまご説明させていただきました令和8年議案第2号 愛北広域事務組合職員旅費支給条例の全部改正についてとなります。

1枚めくっていただきまして、次のページをお願いいたします。

愛北広域事務組合職員等の旅費に関する条例(案)になります。

この条例(案)の条文につきましては、公務のために旅行する職員等に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めるものでございます。後ろ1ページから10ページまでの27条立てへの全部改正するものでございますが、改められる内容につきましては、先ほど主な内容でご説明した内容となりますので、条文の説明は割愛させていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、条例(案)の10ページ上段の附則をお願いいたします。

附則につきましては、第1項では、この条例は令和8年4月1日から施行すること。

第2項では施行日前に出発した旅行については、従前の例によること。

第3項から第6項はこの条例を引用している条例の一部改正になりますが、第3項では、愛北広域事務組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正すること。

第4項では、愛北広域事務組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正すること。

第5項では、愛北広域事務組合証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正すること。

第6項では、愛北広域事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正することを定めるものでございます。

なお、次の12ページから13ページがただいまご説明した附則第3項から第6項に関する新旧対照表となりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

以上で、議案第2号 愛北広域事務組合職員旅費支給条例の全部改正についての説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

○議長(伊藤隆信君)

以上で、提案説明が終わりました。

議案精読のため暫時休憩といたします。

(休憩 午後 2時18分)

(再開 午後 2時25分)

○議長（伊藤隆信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第1号と議案第2号の議案審議を行います。

議案審議は議案ごとに行います。

初めに、議案第1号についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

○議長（伊藤隆信君）

14番 須賀議員。

○14番（須賀博昭君）

通勤手当の中に駐車料金というか1か月5,000円を限度に設けるということなんですけれども、これというのは、ここがちょっと不便なところだからということで新設されるのか、現状、例えば今通勤されてみえる方がどこかこの辺の近辺で駐車場を借りて通勤されているのか、あるいはここの敷地内に止めてみえる現状なのか、その辺もちょっと教えていただけますか。

○議長（伊藤隆信君）

事務局長。

○事務局長（小松 浩君）

現在、私ども組合職員につきましては、組合のここの敷地内に駐車をさせていただいております。今少しご質問の中にもございましたとおり、この組合の施設につきましては、いずれも少し中心地から外れておりまして、また近くに駅など公共交通機関もございませんので、基本的に通勤は自動車、車を使って通勤しているという状況でございます。

現状としては、駐車場代等は徴収しておりません。今後もこの駐車場代を徴収するという予定もございませんので、今回改正で駐車場等の規定はつくりますけれども、実際その通勤手当として支出する予定はございません。

○議長（伊藤隆信君）

ほかよろしいですか。

(質疑なし)

○議長（伊藤隆信君）

それでは、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

議案第1号について討論を許します。

討論はありませんか。

(討論なし)

○議長(伊藤隆信君)

なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより議案第1号の採決に入ります。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長(伊藤隆信君)

異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

○議長(伊藤隆信君)

14番 須賀議員。

○14番(須賀博昭君)

旅費の改正なんですけれども、これ結構ほとんど規則に委任してしまっていますので、規則の内容を見せていただかないと実質の審査ができないんですけれども、どのような取決めになっているかというのを、例えば車賃については、実費を支給すると書いてあるんですけれども、例えば今まで1キロ当たり37円だったと思うんですけれども、それを幾らにするのかというのは、国は示してないはずなんですけれども、それをどのように規定しているのかなど具体的な規則の内容を説明していただきたいと思います。

○議長(伊藤隆信君)

事務局長。

○事務局長(小松 浩君)

ほとんどを規則に委任をさせていただいておりますが、まず私ども組合のこの条例改正等の基本的な考えでございますが、江南市の改正に準拠して、改正をさせていただいているというのが現状でございます。

ですので、今ご質問のあった距離単価でございますが、江南市を参考とさせていただきながら、キロ37円という単価をキロ25円というような形で、江南市の内容に合わせた、参考にして、規則のほうも決めさせていただいているという状況になりますので、よろしく願いいたします。

○議長(伊藤隆信君)

よろしいですか。

○14番（須賀博昭君）

はい。

○議長（伊藤隆信君）

ほかございませんか。

（質疑なし）

○議長（伊藤隆信君）

質疑なしと認めます。

これをもって議案質疑を終結いたします。

議案第2号について討論を許します。

討論はありませんか。

（討論なし）

○議長（伊藤隆信君）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより議案第2号の採決に入ります。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（異議なし）

○議長（伊藤隆信君）

異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第6、議案第3号 令和8年度愛北広域事務組合一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者 澤田市長。

○管理者（澤田和延君）

議案第3号について説明をさせていただきます。

議案第3号 令和8年度愛北広域事務組合一般会計予算は、歳入歳出の総額をそれぞれ7億4,780万7,000円と定めるものでございます。

概要につきましては、事務局長に説明をさせますので、よろしく願いをいたします。

○議長（伊藤隆信君）

引き続き概要説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（小松 浩君）

それでは、議案第3号 令和8年度愛北広域事務組合一般会計予算についてご説明をさせていただきます。

お手元の当初予算と見出しのある資料をお願いいたします。

予算概要につきましては、歳入歳出予算総額は7億4,780万7,000円で、前年度と比較いたしまして1,196万9,000円の増額となります。

次に、主な新規事業等の概要について説明させていただきます。

総務管理費では、管理棟正面玄関ポーチ修繕176万円を計上しております。

これは、愛北クリーンセンター管理棟の玄関屋根の防水機能やひさし、支柱等が経年劣化により破損が生じているため、雨漏り防止及び床タイル等の修繕を実施するものでございます。

次に、保健衛生費では、火葬炉シーケンサー更新工事896万5,000円を計上しております。

これは火葬炉制御システムにおきまして、人体炉5面、動物炉1面の計6面でございます制御盤の火葬炉をプログラムどおりに自動運転するためのシーケンサーが一般的な耐用年数を経過しており、また既設機種が生産中止品であることから、今後の安定した火葬業務のため順次更新を行うこととし、令和8年度は人体炉1面を実施するものでございます。

裏面をお願いいたします。

次に、火葬炉オーバーホール工事3,974万3,000円を計上しております。

これは火葬炉機能を延命化するため、これまでも約10年程度をめぐりに火葬炉を分解し、劣化した耐火物の積替え、点火トランスや主燃バーナーの取替えなど、火葬炉全体の機能の回復を図るものでございます。令和6年度から令和9年度に計画的に実施することとしている工事でございますが、既に令和6年度に1炉、今年度に3炉が完了しており、令和8年度と令和9年度で各3炉を実施する予定でございますので、よろしくをお願いいたします。

次に、清掃費では、愛北クリーンセンター施設包括管理運営業務委託料3億2,359万8,000円を計上しております。

これは、し尿及び浄化槽汚泥処理の経費節減を図り、効率的で安定した管理、運営を行うために業務委託をするもので、契約等につきましては記載させていただいておりますとおり、契約を締結して業務を行っております。

令和8年度における主な工事概要につきましては、愛北クリーンセンターのロードマップとなっております現在の施設や設備を延命しながら暫定投入を令和24年度まで継続し、令和25年度からお隣の五条川右岸浄化センターへ直接投入を行うということを実現するため、現契約で設備等の延命化のための特に優先的に行う必要がある更新工事等を記載させていただいております。

初めに、(1)コントロールセンターユニット等更新工事で約5,380万円は、し尿処理工程で使用するモーターやポンプなどの制御、保護、監視を行う機能をまとめた回路を期待寿命を超えて使用しているため、更新を行うものでございます。

次に、（２）自家発電設備更新工事約３，８５０万円は、停電時に脱臭装置、データログ等の運転を継続するための電気を供給する非常用電源装置が期待寿命を超えて使用しているため、更新を行うものでございます。

次に、（３）シーケンサー更新工事約５，５８０万円は、し尿処理工程監視システムを構成する機器で、データログシステムからの指示により制御を行うシーケンサーが期待寿命を超えて使用しているため、更新を行うものでございます。なお、令和５年度にユニットの一部は更新させていただいております。

ただいまご説明いたしました更新工事等につきましては、愛北クリーンセンターの業務に影響がないよう計画的に実施してまいりますので、よろしく願いいたします。

それでは続きまして、事業ごとに予算の概要についてご説明をさせていただきますが、予算書の後ろにつけさせていただいております予算説明書、こちらでご説明をさせていただきたいと思っております。

初めに、歳出のほうから説明させていただきますので、予算説明書の１０ページ、１１ページをお願いいたします。

款１議会費、項１議会費、目１議会費は、当組合議会の運営に必要な経費で、予算額は１５４万５，０００円で、おおむね例年のおりの予算規模となっております。

次に、１２ページ、１３ページをお願いいたします。

款２総務費、項１総務管理費、目１一般管理費は、当組合を維持管理、運営するために必要な人件費や事務費などの経費で、予算額は５，５７８万７，０００円で、前年度より３７０万１，０００円の増額となっております。

この増額の理由といたしまして、主に増減のあるものにつきましては、節２給料、節３職員手当等、節４共済費では、主に令和７年の人事院勧告に準拠した給料の引上げ等に伴い、節２、節３、節４の人件費分で約９７万円の増額。

次に、１４ページ、１５ページをお願いいたします。

節１０需用費では、主に１５ページ下段にございます修繕料で、今年度を実施いたしました管理棟玄関石綿事前調査の結果を踏まえ、主な新規事業等での概要でご説明させていただきました管理棟正面玄関ポーチ修繕で１７６万円を新規で計上したことなどによりまして、約１７２万円の増額。

次に、１６ページ、１７ページ下段をお願いいたします。

節１２委託料では、主に今年度を実施いたしました管理棟玄関石綿事前調査の１９万８，０００円が減額となっておりますが、物価高による委託料の上昇などにより、約６万円の減額。

次に、１８ページ、１９ページをお願いいたします。

節１３使用料及び賃借料では、主に事務機器借上料で、今年度に複写機１台を更新したことなどにより、約１９万円の増額。

節 1 7 備品購入費では、主に経年劣化により破損などした管理棟の玄関マット、事務用のラベルライターの買換えにより 6 万 7, 0 0 0 円の増額。

節 1 8 負担金補助及び交付金では、令和 7 年の人事院勧告の影響に伴い、派遣職員給与負担金が増となったことにより、約 7 2 万円の増額となっております。

款 2 項 1 目 1 一般管理費については以上でございます。

次に、2 0 ページ、2 1 ページをお願いいたします。

款 2 総務費、項 2 監査委員費、目 1 監査委員費は、適切な予算執行等の監視事務に必要な報酬などの経費でございます。

予算額は 1 3 万 9, 0 0 0 円で、おおむね例年のおりの予算規模となっております。

次に、2 2 ページ、2 3 ページをお願いいたします。

款 3 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 火葬場事業運営費は、尾張北部聖苑の適切な火葬業務の運営に必要な経費で、予算額は 2 億 3, 6 5 4 万 6, 0 0 0 円で、前年度より 4 5 1 万 4, 0 0 0 円の増額となっております。

この増額の理由といたしまして、主に増減のあるものにつきましては、節 1 報酬では、主に旅費支給条例の改正に伴い、令和 8 年度に尾張北部聖苑の公害防止委員会による行政視察を委員会として実施するため、約 5 万円の増額。

節 2 給料、節 3 職員手当等、節 4 共済費では、主に令和 7 年の人事院勧告の影響に伴う増額と令和 8 年度から職員 1 名が 6 0 歳を超えることによる給与等の減額措置により、節 2、節 3、節 4 の人件費分で約 2 5 9 万円の減額。

次に、2 4 ページ、2 5 ページの中段をお願いいたします。

こちらは節 1 0 需用費になりますが、燃料費と下段でございますが光熱水費では、今後の燃料費等の価格の予想は大変難しい状況でございますが、国の物価高騰対策の動向を注視しながら、今年度の燃料等の価格の推移や使用実績を踏まえ、燃料費で約 1 0 9 万円の増額、光熱水費で約 6 7 万円の減額。

次に、2 6 ページ、2 7 ページをお願いいたします。

上段の修繕料では、今年度の保守点検の結果等を踏まえ、施設修繕計画の見直しにより、約 8 6 万円の減額。

次に、2 8 ページ、2 9 ページをお願いいたします。

節 1 2 委託料では、主に物価高による委託料の上昇と、今年度の第 1 回公害防止委員会で P F O S、P F O A について不安を感じるとの意見がございましたので、環境測定分析項目に P F O S、P F O A を追加したことなどにより、約 6 2 万円の増額。

なお、残骨灰処理業務委託料につきましては、今年度は指名競争入札により 1 円での契約となっておりますが、来年度は 4 5 3 万 8, 0 0 0 円を計上させていただいております。

次に、3 0 ページ、3 1 ページの中段をお願いいたします。

節 1 4 工事請負費では、主な新規事業等の概要でご説明いたしました火葬炉シーケンサー更新工事 8 9 6 万 5, 0 0 0 円を新規で計上したことなどにより、約 5 7 6 万円の増額。

節 1 8 負担金補助及び交付金では、主に令和 7 年の人事院勧告の影響に伴い、派遣職員給与費負担金が増となったことなどにより、1 1 8 万円の増額となっております。

款 3 項 1 目 1 火葬場事業運営費については以上でございます。

次に、3 2 ページ、3 3 ページをお願いいたします。

款 3 衛生費、項 2 清掃費、目 1 し尿処理場運営費は、愛北クリーンセンターのし尿及び浄化槽汚泥の適切な処理業務の運営に必要な経費で、予算額は 4 億 4, 3 7 9 万円で、前年度より 3 7 5 万 2, 0 0 0 円の増額となっております。

この増額の理由といたしまして、主に増減があるものにつきましては、節 2 給料、節 3 職員手当等、節 4 共済費では、主に令和 7 年の人事院勧告の影響に伴い、節 2、節 3、節 4 の人件費分で約 4 9 万円の増額。

節 8 旅費では、旅費支給条例の改正及び愛北クリーンセンターの公害防止委員会の行政視察を実施しないことにより、約 8 万円の減額。

次に、3 4 ページ、3 5 ページをお願いいたします。

節 1 2 委託料では、愛北クリーンセンター施設包括管理運営業務委託料の増減はございませんが、今年度の搬入実績等も踏まえ、令和 8 年度は搬入量を減と見込んでおりますが、物価高による燃料費や人件費等の経費上昇の影響により、約 3 0 7 万円の増額。

節 1 8 負担金補助及び交付金では、物価高の影響による汚泥等運搬及び処分のコスト上昇と今年度の脱水汚泥処分量の実績等を踏まえて、伊賀市環境保全負担金で 1 0 万円の増額、また五条川右岸浄化センター負担金が愛知県による契約単価の見直しにより、今年度より単価が 2. 5 円の引上げとなるため、約 2 2 万円の増額となっております。

款 3 項 2 目 1 し尿処理場運営費については以上でございます。

次に 3 6 ページ、3 7 ページをお願いいたします。

款 5 予備費、項 1 予備費、目 1 予備費は、令和 8 年度中に予期せぬ事態が発生した場合に緊急かつ迅速に対応するための経費で、予算額は 1, 0 0 0 万円で前年度と同額となっております。

歳出の説明は以上でございます。

次に、歳入について説明させていただきますので、予算説明書の 2 ページ、3 ページにお戻りください。

款 1 分担金及び負担金、項 1 負担金、目 1 負担金は、愛北広域事務組合規約に基づき構成市町から支払われる収入でございます。

予算額は 6 億 9, 1 0 3 万 9, 0 0 0 円で、前年度より 5 7 7 万円の増額となっております。

各市町の区分の負担金額につきましては、3ページの説明欄をご覧いただきたいと思いますが、この増額の主な理由といたしまして、節2 共通経費運営費負担金では、主に令和7年の人事院勧告の影響などにより約320万円の増額。

節3 火葬場事業運営費負担金では、主に年齢が60歳を超える職員の給与等の減額措置などにより、約201万円の減額。

節4 し尿処理場運営費負担金では、主に物価高騰の影響による汚泥等の運搬及び処分のコスト上昇などにより、約457万円の増額によるものでございます。

次に、4ページ、5ページをお願いいたします。

款2 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 衛生使用料は、主に尾張北部聖苑の施設使用料などの収入でございます。

予算額は2,799万3,000円で、高齢化社会の進展やこれまでの利用実績等も踏まえ、前年度より48万3,000円の増額としております。

次に、6ページ、7ページをお願いいたします。

中段になりますが、款2 使用料及び手数料、項2 手数料、目1 衛生手数料につきましては、尾張北部聖苑の火葬証明再発行手数料による収入で、予算額は1万2,000円で、おおむね例年のとおりとさせていただいております。

次に、款3 財産収入、項1 財産運用収入、目1 財産貸付収入は、尾張北部聖苑の1階待合ロビーの自動販売機設置場所の貸付収入でございます。

予算額は45万2,000円で、例年のとおりとなっております。

次に、8ページ、9ページをお願いいたします。

款5 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金です。

予算額は2,210万円で、令和7年度の繰越し見込みにより、前年度より33万円の減額となっております。

次に、款6 諸収入、項1 雑入、目1 雑入です。

予算額は621万1,000円で、前年度より604万4,000円の増額としております。

この増額の理由といたしまして、主に今年度の残骨灰処理業務により返却されます有価物の売却金を600万円と見込み、計上していることによるものでございます。

歳入の説明は以上となります。

以上で、議案第3号 令和8年度愛北広域事務組合一般会計予算についての説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（伊藤隆信君）

以上で、提案説明が終わりました。

議案精読のため暫時休憩をいたします。

（休憩 午後 2時54分）

(再開 午後 3時05分)

○議長（伊藤隆信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第3号の議案審議を行います。

議案第3号についての質疑を許します。

(挙手する者あり)

○議長（伊藤隆信君）

7番 小川議員。

○7番（小川隆広君）

7番 小川隆広です。

議案第3号から質疑をさせていただきます。

歳出の3款1項1目火葬場事業運営費、予算説明書の30、31ページになります。

14節工事請負費で、先ほども説明いただいたシーケンサー、自動制御装置の更新工事について、2点お伺いしたいことがあります。

1点が、このシーケンサーの更新は何年に1度ぐらい更新をされるのかということが1点と、もう一点が当初予算のところの説明の中で、人体炉で5面、動物炉で1面の計6面があつて、今回はそのうちの1面だということなんですけど、今後残りのシーケンサーの更新工事のスケジュールをどういうふうに考えてみえるかという、この2点お伺いしたいと思います。

○議長（伊藤隆信君）

事務局長。

○事務局長（小松 浩君）

まず、シーケンサーの耐用年数につきましては、こちらがメーカー等の情報を確認させていただいておりますけれども、40℃の使用の環境で約10年という期待寿命ということでございます。

ですので、10年をめぐりに交換をしていくものということになりますが、使用状況等によってやっぱり変わってきますので、その辺りをしっかりと見ながら更新のほうを進めていきたいというふうに考えております。

そういう考えの下、今後の計画でございますが、5面ということで、来年度1面やらせていただくんですけども、今使っているシーケンサーが既に、ご説明させていただいたとおり、生産が中止されているものになります。ですので、実際その同じ機種を購入して更新するというのが難しい状況でございますので、制御盤全てを新しいものに交換していくという計画で進めさせていただきますが、今のところ予算も必要になりますので、できるだけ早くというお答えですとなかなかなんですけど、1年度に1個ずつ、5年以内には全て対応をできればというふうに考えております。

ただ、既に耐用年数を過ぎておるものになりますので、状況を見て、3年になるか、3年間で計画的に更新していくか、ちょっと状況を見ながら適時・適切に更新のほうを進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（伊藤隆信君）

ほかございませんか。

（挙手する者あり）

○議長（伊藤隆信君）

8番 諏訪議員。

○8番（諏訪 毅君）

8番 諏訪毅です。

私からも一般会計予算から1点、質疑をさせていただきます。

款3衛生費、項2清掃費です。

こちらの資料の予算概要の写真つきの資料のところの裏面に、令和8年度における主な工事概要ということで3つの工事が記載されております。

それぞれ高額な工事になるんですが、こちらの理由に期待寿命を超えて使用しているためというふうに書かれておりますが、どれだけ超えたかとかそういうのではなくて、この令和8年度にこの3つの工事をを行う理由が分かればお示してください。

○議長（伊藤隆信君）

事務局長。

○事務局長（小松 浩君）

こちらは主な工事を出させていただいているものにつきましては、どの工事にも関連するのがシーケンサー、コントロールユニットと申しますか、そういった制御する部品でございます、そういった部品が既に期待寿命を経過しておりますので、その経過しているものを優先的に延命するために更新をさせていただくものでございます。

例えばコントロールセンターユニットについては、おおむね15年から20年ほどというところと言われておりますが、今現状でいけば、既に12年から17年ほど経過している状況もございしますので、こういった期待寿命を過ぎているものを優先的に、早急に更新をしてまいりたいという形でございますので、よろしくお願いたします。

（挙手する者あり）

○議長（伊藤隆信君）

17番 木村議員。

○17番（木村冬樹君）

17番 木村です。

予算説明書でお聞きします。

ページ数は8ページ、9ページ、歳入のうちの款6諸収入、項1雑入、目1雑入、こ

のうち、説明の中にあります火葬場事業雑入のうち有価物売却金についてお聞かせください。

既にこれ有価物のほうを令和7年度も売却するような形になっているかと思うんですが、実績が分かれば教えてほしいんですが、それが分からなければ、積算根拠といえますか、600万円の根拠をどのように積算したのかという点についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（伊藤隆信君）

事務局長。

○事務局長（小松 浩君）

火葬場事業運営費に係る残骨灰の処理業務において返却される有価物の売払金でございますが、まず有価物につきましては、今年度中に返却されるということで、今現状まだ私どものほうには返却はされておられません。

今年度中に返却されるということで、その量につきましてはまだ未確定という状況でございます。また返却されれば、来年度予算に載せさせていただいておりますように、有価物を売却して歳入の形で入れていくということになります。

その予算を今回600万円と計上させていただいておりますが、こちらの600万円の根拠でございます。

今、いろいろ報道でもございましたように、金などかなり高額で値が上がっているという状況もございまして、なかなか見込むことが難しい状況ではございますが、今回この予算におきましては、この構成市町の広域人口、大体昨年3月31日現在で約27万5,000人ほどという人口規模でございます。

その人口規模から全国的に同じような人口規模でこういった有価物を売却している先進的な都市を少し調査させていただいたところ、兵庫県宝塚市のほうが大体人口規模が22万6,000人ということで同規模であるということ、また同じように有価物を売却して歳入をされているというところで参考とさせていただきました。

大体、まず尾張北部聖苑の残骨灰の量といたしましては、約10トンが1年度で出る状況でございますが、そういった状況から先ほど言った宝塚市の状況を参考にさせていただきまして、有価物の単価につきましては、過去3か年の2022年から2024年、この3か年でございますが、この平均取引価格を参考とさせていただきました。

その結果、今回歳入の予算に載せさせていただいている約600万円という形で見込みをさせていただいております。

一応収集の予想といたしまして、これもあくまでも予想でございますので、これが広く伝わるのがなかなか私どももちょっと、今言った、ご説明したとおり先進都市のものを参考に見込ませていただいておりますので、なかなか難しいところですが、3年間の平均取引の価格状況でいけば、金が単価9,400円、銀が114,65円、プラチ

ナが4, 438円、パラジウムが5, 667円という、この単価で今回見込みをさせていただきますので、よろしく願いいたします。

(挙手する者あり)

○議長 (伊藤隆信君)

17番 木村議員。

○17番 (木村冬樹君)

分かりました。

あと2点あります。

次に、14ページ、15ページ。

歳出に移りますが、款2項1目1の節10需用費で修繕料があります。

説明もありましたように、管理棟の正面玄関ポーチ修繕が行われるということで、今年度アスベストの調査が行われているということでありますが、このアスベストの調査の結果について、少し説明をお願いしたいと思います。

○議長 (伊藤隆信君)

事務局長。

○事務局長 (小松 浩君)

今年度、管理棟正面玄関のアスベスト、石綿の調査を行わせていただきました。

来年度は、予算でご説明したとおり、その結果を基に玄関ポーチの修繕を行わせていただくんですが、今年度実施した調査の結果といたしましては、微妙に石綿が確認されたということでした。

ただ、その量といたしましては、体に影響があるような結果ではなくて、修繕を行うに際して散水などによる飛散防止措置をすれば特に問題ないというレベルでございましたので、今年度実施いたします修繕におきましては、飛散防止措置をしっかりと、その結果に基づいた対応をしながら修繕を行っていく計画でございますので、よろしく願いいたします。

(挙手する者あり)

○議長 (伊藤隆信君)

17番 木村議員。

○17番 (木村冬樹君)

すみません、あと1点です。

28ページ、29ページで、火葬場事業運営費の中の委託料で残骨灰処理業務委託料が今年度1円入札ということでありました。

予断を持って言うことはできないと思いますが、この入札の見通しというのは、現在の情報ではどのような状況なんでしょうか。教えていただきたいと思います。

○議長 (伊藤隆信君)

事務局長。

○事務局長（小松 浩君）

残骨灰処理業務の入札というところがございますけれども、こちらは大変予想が難しいところで、入札してみないと分からないということがございます。

そのため、ご説明もさせていただいておりますが、来年度453万8,000円の予算を計上させていただいておりますが、可能性としては、当然来年度もこの1円入札になる可能性はあるというふうに考えております。

この1円入札が直ちに違法といいますか、悪いということではないということになりますけれども、組合としても当然この1円という額でこの業務を適切に遂行できるのかということもやはり確認する必要がございますので、今年度も前回の議会で少しご報告させていただきましたが、管理者はじめ、事務局によりその残骨灰の処理を行う場所と、あと永代供養の供養地について確認、視察等をさせていただいて、適切に処理されているということを確認させていただいておりますので、今後も状況にもよりますが、そういった形でしっかり適切に遂行されているということを確認しながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤隆信君）

ほかよろしいですか。

（挙手する者あり）

○議長（伊藤隆信君）

10番 畑議員。

○10番（畑 竜介君）

私からも、28、29ページ、3款1項1目12節委託料の今話が出ました残骨灰処理業務委託料についてお伺いします。

1円入札が悪いものではないというところは理解はしておりますけれども、長い目で見るといろんな可能性も考えられるのではないかなと思いますが、この入札について最低制限価格等の設定をするかどうかと、そういうことについては議論されたのかどうかお伺いします。

○議長（伊藤隆信君）

事務局長。

○事務局長（小松 浩君）

今、この入札に関して、最低価格の設定というようなご意見をいただきました。

今現時点におきましては、その最低価格を設定する考えはございません。全国的に工事等では要綱等を作られて、最低価格の設定をして入札が行われているということは確認しておりますが、全国的にもまだ委託契約において最低価格の設定をしているところが本当に私どもが調べた限りかなり少ない。

また、構成市町においても少し確認ができていなかったというところでもございますので、現状としては最低価格の設定は考えておりませんが、今後この1円入札、当然今年度、この1円入札で大丈夫なのかということを受託業者に確認したところ、実績づくりだというようなお話もございましたので、今後こういった有価物の返却というものが広く同じような施設で行われれば、当然1円での入札というのはなくなってくるのではないかなという考えもございますが、しっかりその辺り情報収集して、最低価格設定が必要になれば、どういった形でできるかということも検討して、適切に対応してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

(挙手する者あり)

○議長（伊藤隆信君）

15番 牧野議員。

○15番（牧野行洋君）

15番 牧野でございます。

私も残骨灰処理業務委託並びにそれに関連して有価物売却金についてお尋ねしたいんですけども、このプロセスを、まず残価物を業者に引き取っていただいて、その業者からその有価物が返却される。その後その有価物を組合がどこかの業者に委託して売却するというようなプロセスという認識、そのプロセスを知りたいんですけども、お願いいたします。

○議長（伊藤隆信君）

事務局長。

○事務局長（小松 浩君）

売却までのプロセスでございますが、まず今年度残骨灰の処理をしていただいた業者が業務終了後、今年度の終了、最後にそこから出た有価物を私どもに返却をすると。私どもは、その返却された有価物については、今年度も予算化させていただいておりますが、貸金庫のほうで管理をして、いつぐらいにその売却の手続を進めるかというのは、なかなか今お答えできませんが、準備が整い次第、速やかに入札によってその有価物を売却していきたいというふうに考えております。

ですので、今年度返ってきた有価物に関しては、来年度4月以降に売却を行っていくという形になりますので、よろしく願いいたします。

(挙手する者あり)

○議長（伊藤隆信君）

15番 牧野議員。

○15番（牧野行洋君）

追加なんですけれども、ということは返却された有価物の分類はこちらでするんでしょうか。それも全て業者のほうに入っているんですかね、そういうのも。

○議長（伊藤隆信君）

事務局長。

○事務局長（小松 浩君）

分類はこちらでするわけではなくて、先ほど言った4つの有価物、先ほど少し600万円の根拠のところでお話しさせていただきましたが、金、銀、プラチナ、パラジウム、この4つの有価物、金属の返却がなされるということになります。

（挙手する者あり）

○議長（伊藤隆信君）

9番 小川議員。

○9番（小川清美君）

9番 小川清美でございます。

私から1点お聞きさせていただきます。

説明書の29ページをご覧いただきたいと思いますが、3款1項1目火葬場事業運営費、12節の委託料として幾つかの項目が掲載されております。

また、35ページには、同じく2項、し尿処理場運営費の委託料が掲載されておりますが、この両者を比較しますと、火葬場に記載のあるオートドア保守点検、空調設備保守点検、樹木等維持管理、高木剪定委託、こういったものは施設の規模の大小もあるかと思えますけど、3款2項のし尿処理場運営費に計上があってもしかるべきだと思います。

この辺りの違いについての説明を求めます。

○議長（伊藤隆信君）

事務局長。

○事務局長（小松 浩君）

今のご質問、火葬場運営費にはオートドア保守点検、空調設備、樹木維持管理といったような点検業務の委託料が入っていると、予算計上されているというところで、一方、クリーンセンターのほうの予算にはされていないというところでございますが、愛北クリーンセンターの施設におきましては、施設包括委託で業務を委託しております。

こちらの包括委託のほうに今ご指摘をいただきましたオートドア保守点検、樹木等の維持など、その費用が委託料の中に入っておりますので、今回の予算においても、し尿処理場の運営費に関しては、今ご指摘いただいた点検の委託などの業務が入っていない、予算上見えていないという形になりますが、し尿処理場の運営包括委託料のほうに入った形で契約がなされているという形になっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（伊藤隆信君）

ほかございませんか。

（質疑なし）

○議長（伊藤隆信君）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

議案第3号について討論を許します。

討論はありますか。

（討論なし）

○議長（伊藤隆信君）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより議案第3号の採決に入ります。

本案について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（異議なし）

○議長（伊藤隆信君）

異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第7、令和8年度愛北広域事務組合議会議員による議会閉会中における調査活動等について議題といたします。

本件について、令和8年度において組合議員が議会閉会中において調査活動等を行うことができるよう決定を求めるものでございます。

お諮りいたします。

令和8年度愛北広域事務組合議会議員による議会閉会中における調査活動等を行うことについて決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

○議長（伊藤隆信君）

異議なしと認めます。よって、令和8年度愛北広域事務組合議会議員による議会閉会中における調査活動等を行うことについては決定をいたしました。

以上で本定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。

閉会に当たりまして、着座にて一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、議事運営に格別のご協力を賜り、適切にご議決をされ閉会できますことを厚く御礼申し上げます。

当局におかれましては、今回の定例会の内容を十分尊重されまして、組合の運営に万全を期されますよう要望いたします。

まだまだ寒い日が続いております。皆様方には体調などを崩さぬよう、十分ご自愛をいただきまして、ますますこれから各市町の3月議会に向けましてご活躍されますことをご祈念申し上げます、閉会の挨拶といたします。

それでは、管理者であります澤田江南市長にご挨拶をお願いいたします。

○管理者（澤田和延君）

本日は慎重にご審議を賜り、また適切なるご決定を賜りましたことを心より厚く御礼を申し上げます。

ただいまの定例会の内容を十分尊重し、組合の運営がより一層効果的になるよう、今後さらに検討を重ねてまいります。それでは、各市町の議会定例会も間近に迫る中、体調管理には十分お気をつけていただくようお願い申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（伊藤隆信君）

ありがとうございました。

これをもって令和8年第1回愛北広域事務組合議会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

（閉会 午後 3時31分）